

# 新しい都市マスの構成（案）

## 現行計画の構成

第1章 都市づくりの目標	
第1節 都市計画の基本理念	
第2節 都市計画の目指す将来像	
2-1 都市の将来像	
2-2 目指すべき都市のすがた	
第3節 将来フレームの設定	
3-1 将来人口フレーム	
第4節 将来都市構造	
4-1 将来の都市構造	
4-2 市街地の構造	
第2章 都市づくりの方針	
第1節 土地利用の方針	
1-1 土地利用の基本方針	
1-2 市街地の区域	
1-3 主要用途の土地利用方針	
第2節 市街地整備の方針	
2-1 市街地整備の基本方針	
2-2 形態のコントロール	
第3節 交通体系の方針	
3-1 交通体系の基本方針	
3-2 幹線道路の整備方針	
3-3 生活道路の整備方針	
3-4 歩行・自転車空間の整備方針	
3-5 水と緑のネットワーク整備方針	
3-6 公共交通の整備方針	
3-7 その他の交通施設の整備方針	
第4節 公園・緑地の方針	
4-1 公園・緑地の基本方針	
4-2 都市公園の整備方針	
4-3 那珂川の整備方針	
4-4 その他の公園・緑地の整備方針	
第5節 下水道の方針	
第6節 上水道の方針	
第7節 都市景観形成の方針	
第8節 都市防災の方針	
第9節 循環型社会に向けた方針	

## 新しい都市マスの構成(案)

第1章 都市づくりの目標	
第1節 都市計画の基本理念	
第2節 都市計画の目指す将来像	
2-1 都市の将来像	
2-2 目指すべき都市のすがた	
第3節 将来フレームの設定	
3-1 将来人口フレーム	
第4節 将来都市構造	
4-1 将来の都市構造	
4-2 市街地の構造	
第2章 都市づくりの方針	
第1節 土地利用の方針	
1-1 土地利用の基本方針	
1-2 市街地の区域 <b>(市街化区域)</b>	
1-3 <b>市街化調整区域</b>	
1-4 <b>都市計画区域外</b> ※準都市計画区域も含む	
第2節 市街地整備の方針	
2-1 市街地整備の基本方針	
2-2 <b>魅力的な住環境の創出</b>	
第3節 道路・交通体系の方針	
3-1 道路・交通体系の基本方針	
3-2 幹線道路の整備方針	
3-3 <b>歩行・自転車空間の整備方針</b>	
3-4 公共交通の整備方針	
3-5 その他の交通施設の整備方針	
第4節 <b>水とみどりのネットワーク整備の方針</b>	
4-1 <b>水とみどりのネットワーク整備の基本方針</b>	
4-2 都市公園の整備方針	
4-3 那珂川の整備方針	
4-4 その他の公園・緑地の整備方針	
第5節 <b>上・下水道の方針</b>	
第6節 都市景観形成の方針	
第7節 都市防災の方針	

統合・分割

統合

統合

統合

統合

## 都市計画の基本理念

	水とみどり、 歴史・文化を 活かした まちづくり	環境に配慮 した まちづくり	市民協働で 実現する まちづくり
1. 土地利用の方針	●	●	●
2. 市街地整備の方針	●	●	●
3. 道路・交通体系の方針	●	●	●
4. 水とみどりのネットワーク整備の方針	●	●	●
5. 上・下水道の方針		●	
6. 都市景観形成の方針	●		●
7. 都市防災の方針	●		●

1. 土地利用の方針

2. 市街地整備の方針

3. 道路・交通体系の方針

4. 水とみどりのネットワーク整備の方針

5. 上・下水道の方針

6. 都市景観形成の方針

7. 都市防災の方針

# 新しい都市マスにおける「都市計画の基本理念」挿入イメージ

## ■現行計画

### 第1節 土地利用の方針

#### 1-1 土地利用の基本方針

豊かな自然環境と市街地が隣接している本町の土地利用は、自然的土地利用と都市的土地利用の調和、共生を基本としている。

都市的土地利用については、これまでの人口の大幅な増加から微増傾向へ変化している状況に、対応可能な市街地形成を図るとともに、中心拠点の活性化、商業施設の誘導などを図る。また、豊かな自然環境との調和をはかり、市街地と自然環境のバランスのとれた市街地形成のため、秩序ある土地利用を推進する。さらに、市街地から望む脊振連山の眺望、那珂川の水辺空間などの優れた市街地景観の形成を図る。

一方、自然的土地利用については、田園や森林などの豊かな自然環境は、福岡都市圏の住民にとって、自然とふれあう憩いの場であることから、適切な保全を行うとともに、レクリエーションの場としても活用する。また、市街化調整区域の農地は、町の景観要素としても重要であるため、今後も積極的な保全を図る。

#### ●コンパクトな市街地形成

現在でも、市街化区域内に人口が集中する“集約型の都市構造”といえるが、高齢化、人口微増が継続すると考えられるなかで、分散している各拠点にそれぞれの都市機能（住居、公共施設、事業所、商業等）をより集積させるとともに、各拠点を有機的に結びネットワーク化し、豊かな自然環境との調和をはかり、市街地と自然環境のバランスのとれた、快適で暮らしやすいコンパクトな市街地形成を目指す。

また、市街化区域内の空き家、空き地、さらには農用地を積極的に活用していくとともに、市街化区域内の未利用地が少なくなっている現状をふまえ、将来的な土地利用の需要を勘案しながら、計画的な新しい市街地の創出を検討するものとする。

#### ●秩序ある土地利用の実現

住宅都市として、高齢社会を見据えた快適な住環境の創造と維持・更新を行うことで、住みやすい地域を目指すため、都市計画基礎調査等の結果などから土地利用や建築の状況を検証しつつ、用途地域の見直しを行い、秩序ある土地利用の実現を図る。

#### ●自然環境の保全と利活用

南部の山地部は、国土保全、水源かん養、土砂災害防止などの公益的機能を果たす場として保全するとともに、福岡都市圏の住民の自然とのふれあいの場、憩いの場、レクリエーションの場として活用するなど、重要な観光資源としての空間形成を図る。

#### ●田園環境との共生

市街地周辺の市街化調整区域の農地は、農業を支える生産基盤であること、重要な景観要素であることから、無秩序な開発等を抑制するため、集落環境の整備と調和しつつ、優良農用地の積極的な保全を図る。

また、市街化調整区域や都市計画区域外の区域の農村・山村集落では、人口減少等により集落の維持が大きな問題となっているため、集落の生活環境の改善、豊かな自然等の地域資源を活かしたまちづくり等により、地域コミュニティの維持・振興を図っていくとともに、計画的な住環境整備のための方策検討を行う。

## ■新しい都市マス

### 第2章 都市づくりの方針

#### 第1節 土地利用の方針

#### 1-1 土地利用の基本方針

本文

#### ●コンパクトな市街地形成

#### ●秩序ある土地利用の実現

#### ●自然環境の保全と利活用

#### ●田園環境との共生

### 【質を高めるポイント】

水とみどり、  
歴史・文化を活  
かしたまちづくり

・ 農地保全と市街地開発・集落維持の住み分け

環境に配慮した  
まちづくり

・ コンパクトな市街地形成

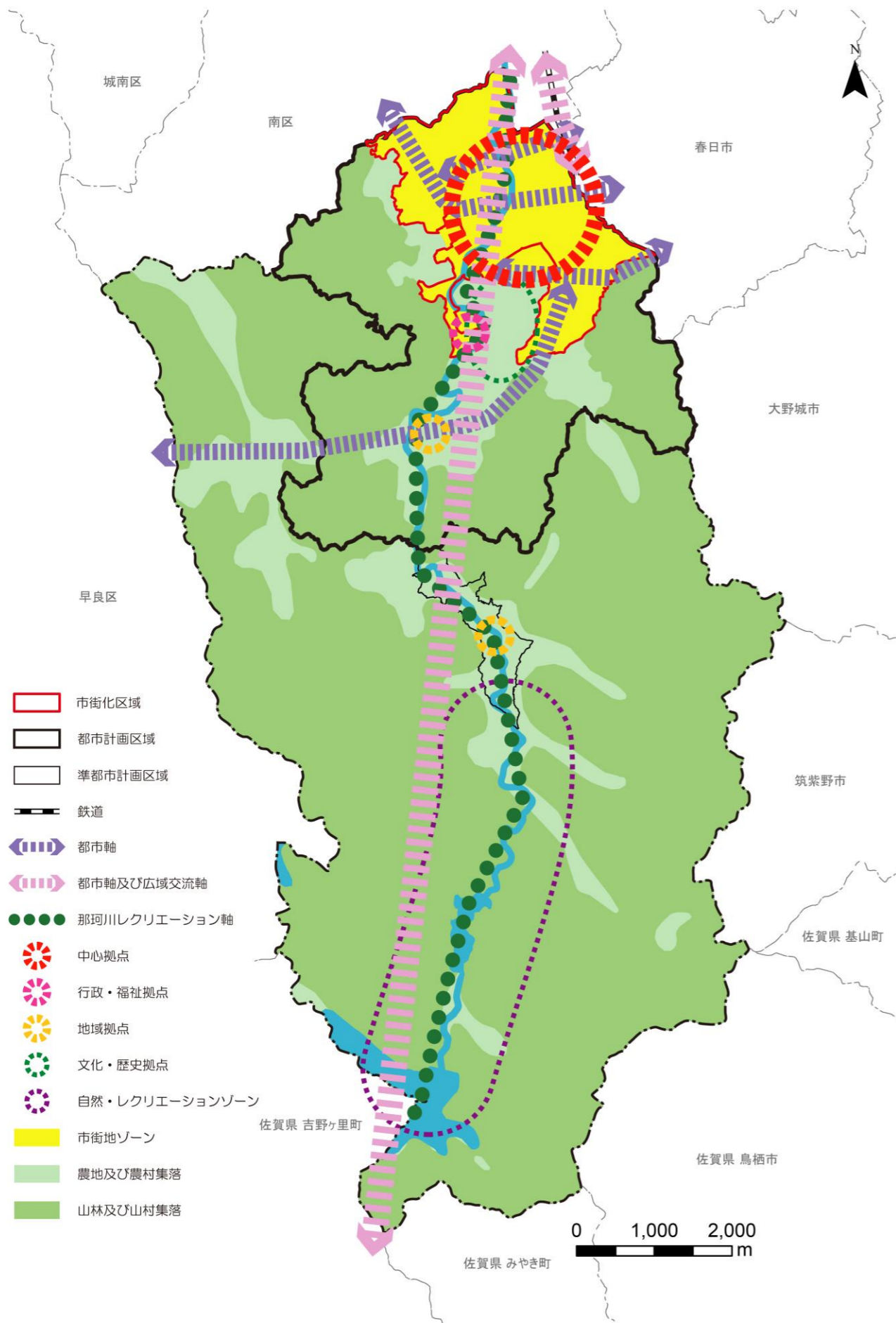
市民協働で  
実現する  
まちづくり

・ 担い手の減少による農地・森林の荒廃を防ぐため、利活用の検討  
・ 中心拠点内の土地の高度利用の促進

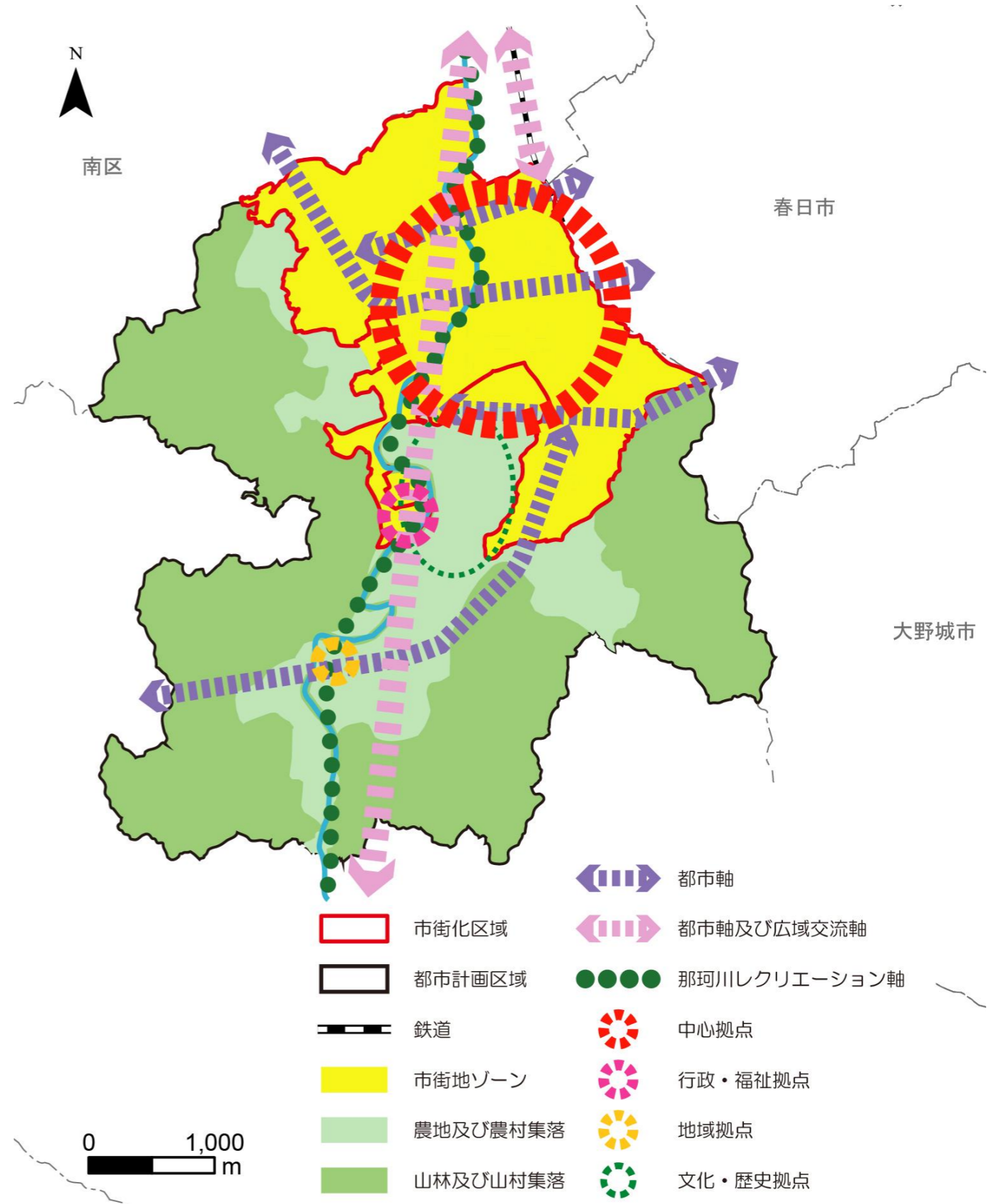
## 全体構想見直しの視点（案）

項目	現計画	見直しの視点
第1章 都市づくりの目標		
第1節 都市計画の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての人々が安全性、快適性、利便性を共有することができるまちづくり</li> <li>● 水と緑をいつくしみ、自然の恵みを享受できるまちづくり</li> <li>● 生きがいを持って学び、人々が支え合い、コミュニティを大切にすまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行計画の理念を受け継ぎつつ、<u>質を高めるための3点をポイントとする。</u></li> <li>→ 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり</li> <li>→ 環境に配慮したまちづくり</li> <li>・ 市民協働で実現するまちづくり</li> </ul>
第2節 都市計画の目指す将来像		
2-1 都市の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「水と緑につつまれた住宅都市」を柱としながら、人々が町に愛着と誇りを持ち、「住む」と同時に「働く」、「学ぶ」、「憩う」といった多様な都市活動が一定程度、展開できる場</li> <li>● 個性ある、顔の見える「衛星都市」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行計画を継承しつつ、リタイヤ層や子育て世帯の増加を想定し、都市活動が可能な場の充実を目指す（質の向上）。</li> <li>・ 水とみどりや歴史・文化に加えて、「働く」、「学ぶ」、「憩う」といった多様な都市活動が身近にあり、豊かに暮らし続けられる都市</li> </ul>
2-2 目指すべき都市のすがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自然と文化・歴史を感じることができるまち</li> <li>②拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち</li> <li>③少子・高齢社会に対応したまち</li> <li>④誰もが安心して快適に暮らせるまち</li> <li>⑤環境に優しいエコロジカルなまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①と⑤は全体的なテーマのため、都市計画の基本理念へ継承する。</li> <li>・ 拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち</li> <li>・ 少子・高齢社会に対応したまち</li> <li>・ 誰もが安心して快適に暮らせるまち</li> </ul>
第3節 将来フレームの設定		
3-1 将来人口フレーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成32年 51,287人（平成22年国勢調査の町独自集計を用いたコーホート要因法による推計）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画を反映予定</li> </ul>
第4節 将来都市構造		
4-1 将来の都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な方向性</li> <li>【都市軸】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南北方向：国道385号、博多南駅～博多駅</li> <li>・ 東西方向：都市計画道路那珂川宇美線、中原浦ノ原線、現人橋乙金線、主要地方道福岡早良大野城線、県道山田中原福岡線</li> </ul> </li> <li>【広域交流軸】東脊振トンネル、国道385号</li> <li>【那珂川レクリエーション軸】那珂川沿い</li> <li>● 町域における方向性</li> <li>①土地利用区分（整備・保全）の明確化：区域区分の保持、コンパクトなまちづくりの推進、既存ストックの活用</li> <li>②拠点を結ぶ魅力的なネットワークの形成：水と緑、自然環境、歴史、景観、レクリエーション施設、観光施設などの様々な要素と各拠点の有機的な連携による都市としての魅力と一体感創出</li> <li>③日常生活の利便性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な方向性</li> <li>【都市軸】現行計画を継承</li> <li>【広域交流軸】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画をベースとしつつ、博多南駅～博多駅（JR博多南線）を追加</li> </ul> </li> <li>【那珂川レクリエーション軸】現行計画を継承</li> <li>● 市域における方向性</li> <li>①現行計画を継承</li> <li>②拠点は立地適正化計画（今年度策定予定）に基づいて、各拠点の機能強化、連携を図る</li> <li>③立地適正化計画の内容を追記</li> </ul>
4-2 市街地の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中心拠点：博多南駅周辺</li> <li>②商業・住居拠点：ミリカローデン那珂川付近の仲・五郎丸地区</li> <li>③商業業務拠点：国道385号沿道を含めた道善交差点周辺</li> <li>④工業拠点：那珂川と都市計画道路那珂川宇美線及び福岡市との境界に囲まれた地区、JR西日本博多総合車両所</li> <li>⑤文化・歴史拠点：安徳台を中心としたゾーン、丸ノ口古墳公園や丸ノ口古墳群を中心としたゾーン</li> <li>⑥行政・福祉拠点：市役所周辺</li> <li>⑦地域交流拠点：山田交差点付近</li> <li>⑧自然・レクリエーション拠点：総合運動公園周辺、中ノ島公園周辺、グリーンピアながわ周辺など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立地適正化計画との整合 ※参考資料「立地適正化計画概要版(案)」を参照</li> <li>● 各拠点の役割分担や機能強化、連携を明記</li> <li>・ 中心拠点：①博多南駅周辺、②ミリカローデン那珂川付近、③国道385号沿道を含めた道善交差点周辺を含む中心部</li> <li>・ 行政・福祉拠点：市役所周辺</li> <li>・ 地域拠点：山田交差点付近、南畑小学校周辺</li> <li>・ 文化・歴史拠点：安徳エリア</li> <li>・ 自然・レクリエーションゾーン：中ノ島公園～五ヶ山クロス周辺を面的に設定</li> </ul>

■将来都市構造図



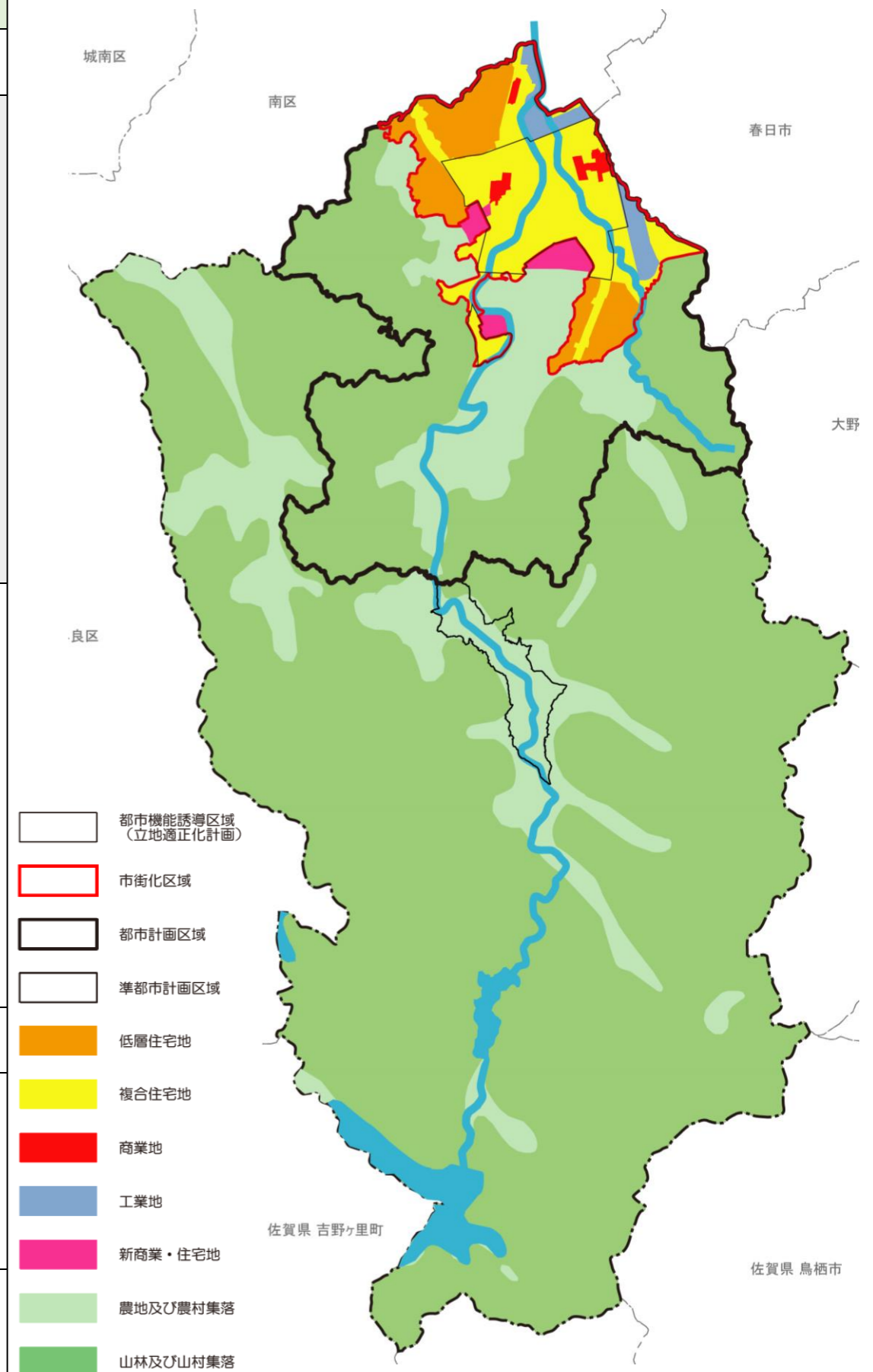
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 鉄道
- 都市軸
- 都市軸及び広域交流軸
- 那珂川レクリエーション軸
- ⊗ 中心拠点
- ⊗ 行政・福祉拠点
- ⊗ 地域拠点
- ⊗ 文化・歴史拠点
- ⊗ 自然・レクリエーションゾーン
- 市街地ゾーン
- 農地及び農村集落
- 山林及び山村集落



- 市街化区域
- 都市計画区域
- 鉄道
- 市街地ゾーン
- 農地及び農村集落
- 山林及び山村集落
- 都市軸
- 都市軸及び広域交流軸
- 那珂川レクリエーション軸
- ⊗ 中心拠点
- ⊗ 行政・福祉拠点
- ⊗ 地域拠点
- ⊗ 文化・歴史拠点

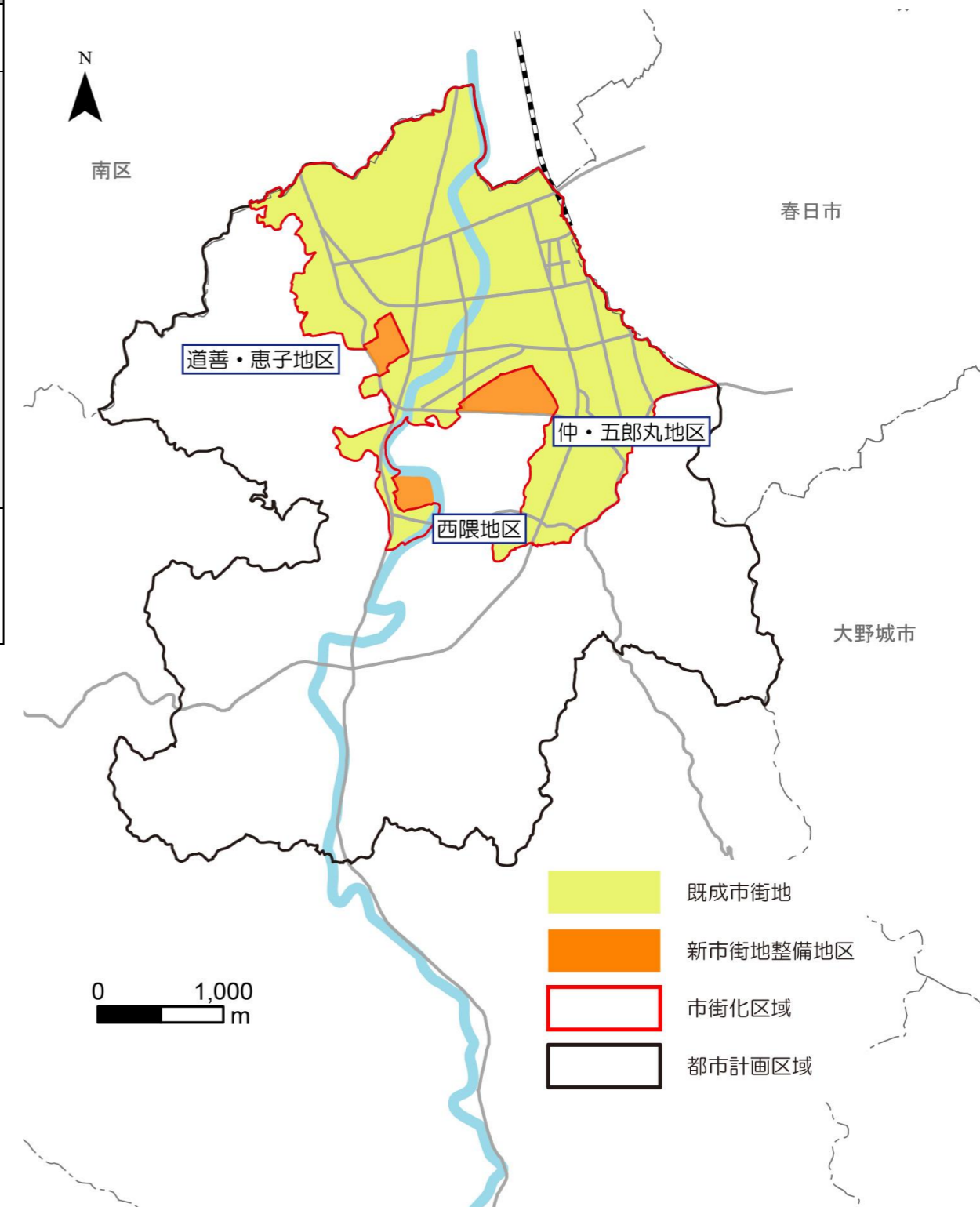
項目	現計画	見直しの視点
第2章 都市づくりの方針		
第1節 土地利用の方針		
1-1 土地利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンパクトな市街地形成:分散している各拠点にそれぞれの都市機能をより集積させる、各拠点を有機的に結びネットワーク化、市街化区域内の空き家・空き地・農用地の活用、計画的な新しい市街地の創出検討</li> <li>● 秩序ある土地利用の実現:高齢社会を見据えた快適な住環境の創造と維持・更新のための用途地域の見直し</li> <li>● 自然環境の保全と利活用:重要な観光資源としての空間形成を図る。</li> <li>● 田園環境との共生:(市街地周辺の市街化調整区域の農地)優良農用地の積極的な保全、(市街化調整区域・都市計画区域外)地域コミュニティの維持・振興、計画的な住環境整備のための方策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行計画を基本としつつ、「中心拠点内の土地の高度利用の促進」「土地利用方針の明確化」「都市計画区域外における適切な維持管理と利活用」「安全な地域への居住誘導」をポイントとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地適正化計画との整合</li> <li>・ 公共交通や回遊ルートを活用によるネットワーク強化</li> </ul> </li> <li>水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地保全と市街地開発・集落維持の住み分け</li> </ul> </li> <li>環境に配慮したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンパクトな市街地形成</li> </ul> </li> <li>市民協働で実現するまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の減少による農地・森林の荒廃を防ぐため、利活用の検討</li> <li>・ 中心拠点内の低未利用地を活用した賑わい創出</li> <li>・ 空き家の流通促進・有効活用</li> </ul> </li> </ul>
1-2 市街地の区域(市街化区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の市街化区域を基本、以下の地区で計画的な市街地の拡大を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲・五郎丸地区:大規模集客施設や医療・福祉施設などの誘導、さらには広域的で多様な都市機能の集積や利便性の高い住環境の整備</li> <li>・ 道善・恵子地区:地区計画等の都市計画手法の活用、土地区画整理事業等の市街地開発事業による宅地造成、商業施設及び医療・福祉施設等の誘導や住宅整備、公共交通と連携した利便性の高い住環境の整備</li> <li>・ 西隈地区:行政・福祉施設の立地や、住環境の整備</li> <li>・ 山田地区:医療・福祉・防災など公共性の高い施設や沿道利便施設の誘導、商業や観光などによる賑わいの創出のほか、南部の地域公共交通の拠点としての機能確保</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立地適正化計画の都市機能誘導区域内は複合住宅地とし、高次の都市機能の誘導を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低層住宅地、複合住宅地、商業地、工業地、新商業・住宅地の土地利用方針を記載</li> <li>・ 低未利用地の高度利用を促進するとともに、計画的な市街地の拡大を検討する。</li> </ul> </li> </ul>
1-3 市街化調整区域	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区計画や県条例活用による集落維持対策を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田交差点周辺は、地域拠点としての機能を維持する。</li> </ul> </li> </ul>
1-4 都市計画区域外	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 南畑小学校周辺における拠点機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のコミュニティを維持・振興する。</li> <li>・ 景観法や森林法(林地開発)等を活用して良好な自然環境を維持・保全する。</li> <li>・ 特に準都市計画区域に指定された地域については、乱開発の防止に努める。</li> </ul> </li> </ul>
1-5 主要用途の土地利用方針	<p>【住居系】低層住宅地、中高層住宅地、複合住宅地</p> <p>【商業系】中心・交通結節商業地、沿道型商業地、新商業・住居地</p> <p>【工業系】工業地【自然系】農地及び農村集落、山林及び山村集落</p>	1-2~1-4 に分割して記載

### ■土地利用方針図



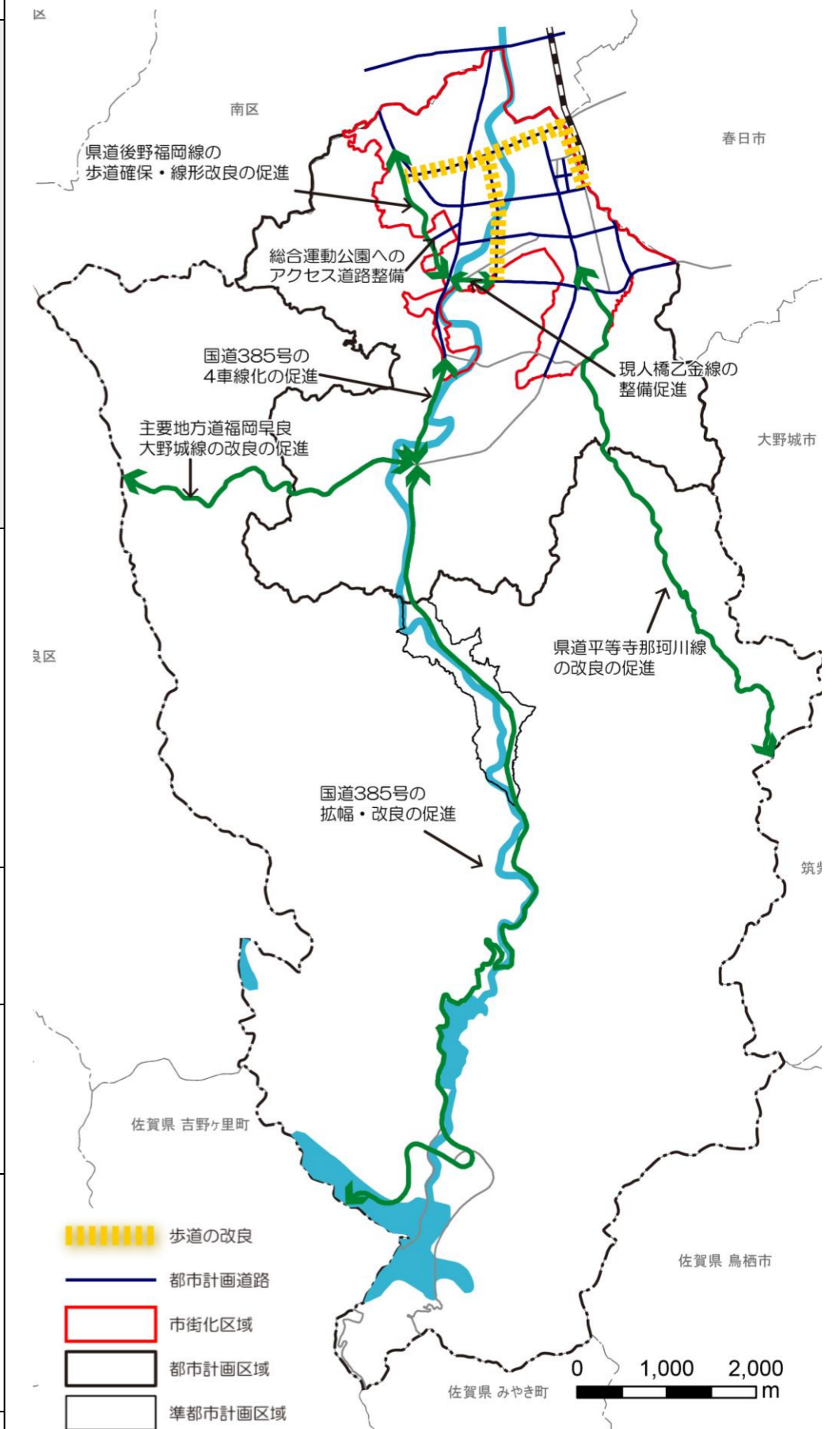
項目	現計画	見直しの視点
<b>第2節 市街地整備の方針</b>		
2-1 市街地整備の基本方針	<p>【面整備済地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な街並み景観の形成や緑化</li> <li>歩行者空間の高質化・環境の質を高める整備を重点的に行う</li> <li>市の顔として市街地の形成、都市機能の誘導と都心景観の形成</li> </ul> <p>【基盤未整備地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要区画道路の確保、公園の修復的な整備による環境改善</li> <li>仲・五郎丸地区は、道路整備の進捗に応じた環境整備</li> </ul> <p>【新市街地整備地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の計画的な市街地開発等を検討</li> </ul>	<p>【既成市街地】(面整備地区・基盤未整備地区を統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>限られた財源で効率的・効果的な整備を行うため、多くの人が利用する拠点の周辺を優先する。</li> <li>少子・高齢社会への対応</li> </ul> <p>【新市街地整備地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の魅力を向上させるための、高次な都市機能を誘導するために、計画的な市街地創出を検討する。</li> </ul> <p>水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>潤いを感じられる住宅地の創出</li> </ul> <p>環境に配慮したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通利便性が高い新市街地の創出</li> </ul> <p>市民協働で実現するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみガイドライン等による良好な街並みの創出</li> </ul>
2-2 形態のコントロール 2-2 魅力的な住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な住環境の維持、樹林地や歴史的資源の景観を確保するための高度地区の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な街並みが創出されるよう地区計画や街並みガイドラインの策定を検討する。</li> <li>新市街地内の無電柱化を検討する。</li> </ul>

■市街地整備方針図



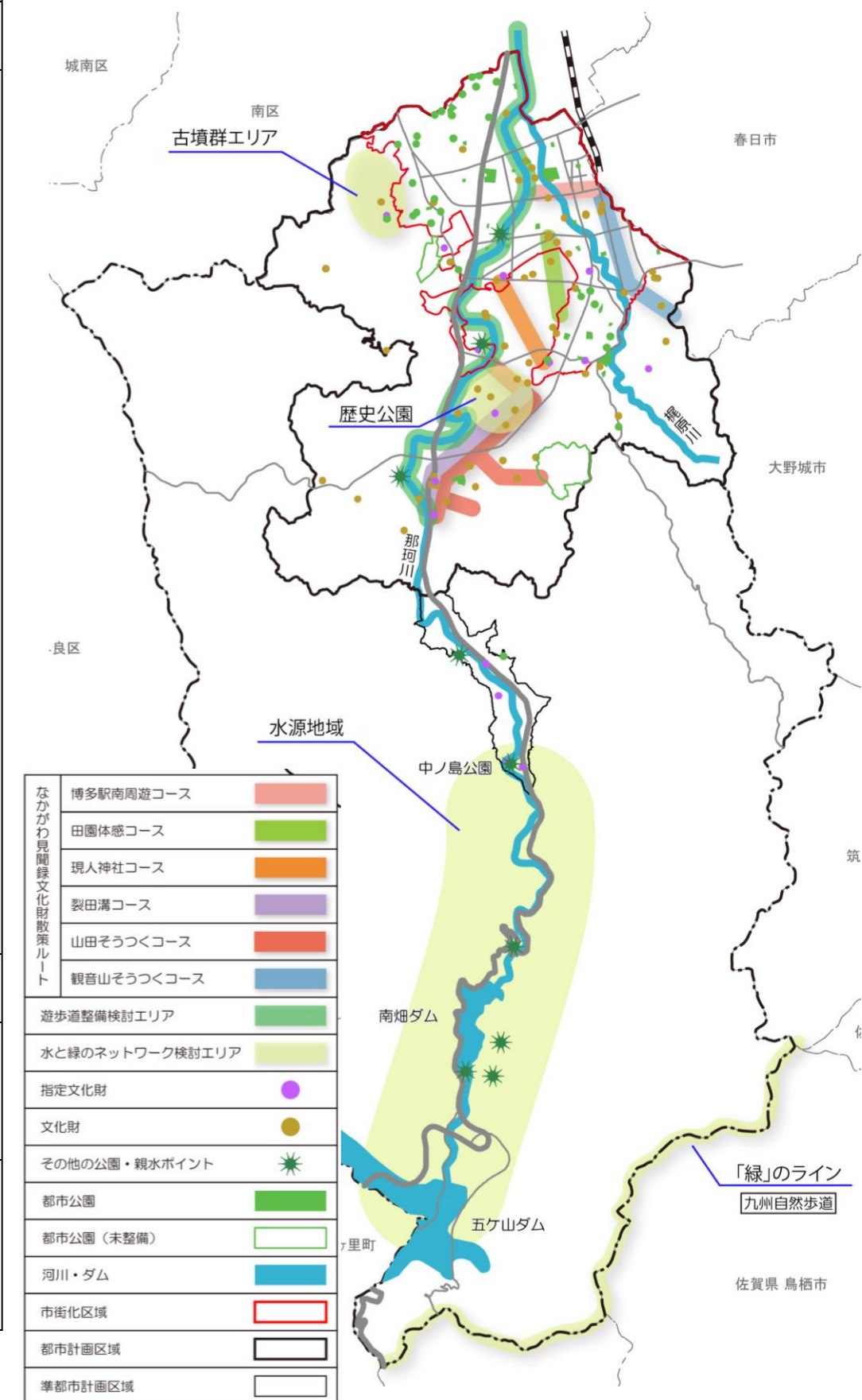
項目	現計画	見直しの視点
<b>第3節 道路・交通体系の方針</b>		
3-1 道路・交通体系の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広域交通へのアクセス強化</li> <li>②各拠点をネットワークする幹線道路と災害に強い道路交通網の整備</li> <li>③安全で快適な生活道路空間の形成</li> <li>④公共交通の維持と交通結節点での乗り換え利便の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣接市との交流を支える広域アクセス道路については、隣接市と連携して渋滞緩和の取り組みを促進する。</li> <li>● 効率的・効果的な整備を推進するための「優先度の整理」、ニーズに合わせた機能の充実、官民連携した公共空間の活用により、「魅力的な都市空間創出」に取り組む。</li> <li>● 市民アンケートでは、公共交通及び災害に強い基盤づくりのニーズが高いため、災害に強い道路交通網の整備と公共交通の維持を重点的に取り組む。</li> <li>● 多くの人々が利用する、拠点周辺の整備を優先する。 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)強化 環境に配慮したまちづくり</li> <li>・ 公共交通への転換 市民協働で実現するまちづくり</li> </ul> </li> </ul>
3-2 幹線道路の整備方針	<p><b>【都市軸を形成する幹線道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 385号は4車線化と拡幅等の整備促進。</li> <li>・ 都市軸に位置つけた道路は、那珂川市らしい景観に配慮した歩道整備、植栽等を促進する。</li> </ul> <p><b>【その他の幹線道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 沿道の土地利用との調和を図りつつ、歩行者・自転車の安全性を確保するとともに、植樹などにより都市景観の向上を図る。</li> <li>② 県道後野福岡線の都市計画未決定部分については、歩道の確保、線形の改良を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画を基本とする。</li> <li>・ 広域交流軸である国道385号線をはじめ、隣接市と本市を繋ぐ道路の改良を促進する。</li> </ul>
3-3 生活道路の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で快適な歩行空間として、一定の幅員確保ができるように住民の協力を得ながら幅員の改良等を推進</li> <li>● 片縄地区の主要区画道路における安全性向上や円滑な交通体系確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-1へ統合</li> </ul>
3-4 歩行・自転車空間の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な施設を結び利便性を確保する。</li> <li>● 自由に動き回れるよう連続性とネットワークを確保する。</li> <li>● 高齢者や障がい者の移動を円滑にするバリアフリーを確保する。</li> <li>● 公園や広場、河川などとの結びつきを考慮する。</li> <li>● 植栽や舗装の質を高め、快適な空間を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子・高齢社会への対応(歩道の設置・拡幅、段差解消などの歩行空間のユニバーサルデザイン化)を優先する。</li> <li>・ 新しく整備する総合運動公園へのアクセス道路を確保</li> </ul>
3-5 公共交通の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者のニーズにあった路線バスの運行形態並びに、路線網の検討などについて関係機関との調整を行う。</li> <li>● 利用者の少ない路線や公共交通空白地については、路線バスの運行形態や新規交通体系の検討を行い、今後とも住民の生活に必要な交通手段を確保していくものとする。</li> <li>● 豊かな自然、文化・歴史資源やその他観光資源への交通手段の確保検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の生活交通の確保を最優先とする</li> <li>・ 那珂川市地域公共交通網計画によることとして、記述を削減</li> </ul>
3-6 その他の交通施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①JR博多南駅周辺等の交通結節点の整備方針</li> <li>②駐車場の整備方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通結節点における乗り換え利便性の向上</li> <li>・ 博多南駅における送迎車の混雑への対応</li> <li>・ マイカーから公共交通利用への転換を呼びかけ</li> </ul>

■道路配置方針図



項目	現計画	見直しの視点
<b>第4節 水とみどりのネットワーク整備の方針</b>		
4-1 水とみどりのネットワーク整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境や歴史的資源は市に個性と魅力をあたえる大切な要素であるとともに、重要な観光資源でもあることを認識し、保全を図るとともに、市民、来訪者にとって、安らぎや心地よさを感じることができるような緑地空間の形成を図る。</li> <li>● 福岡都市圏における生態系、水源涵養、レクリエーション、景観、観光などの位置づけをふまえ、保全整備を図る。</li> <li>● 農地は自然環境の一部としてとらえ必要に応じて保全を図る。</li> <li>● 公園や広場は、都市生活におけるレクリエーション、防災、憩いの場など多様な機能を持った都市基盤として、整備水準及び配置バランス等を考慮し整備を進めていくとともに、公園の更新（リニューアル）も推進するものとする。また、分散したスポーツ施設を一定集約した運動公園等の整備を進め、住民のスポーツ・レクリエーションの拠点、スポーツの広域交流の場の形成を図る。</li> <li>● 水と緑のネットワークを軸に徒歩、自転車に安全、快適に行き来できる市街地の形成を図る。</li> <li>● 水と緑のネットワーク：「なかがわ見聞録 ～文化財散策ルート～」 博多南駅前周遊コース、田園体感コース、現人神社コース、裂田溝コース、山田そうつくコース、観音山そうつくコース</li> <li>● 水と緑のネットワーク検討エリア：古墳群エリア、宰府道エリア、中ノ島エリア、グリーンピアエリア、五ヶ山ダム（建設中）周辺エリア、「水」のライン、「緑」のライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的・効果的な整備を推進するための「優先度の整理」、既存の公園について「ニーズに合わせた機能充実」、「官民連携した公共空間の活用による魅力的な都市空間創出」に取り組む。</li> <li>● 水と緑のネットワークは、現行計画における「なかがわ見聞録」のルートに加え、「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づく周遊ルートを追加（那珂川市と福岡市を結ぶ那珂川の散策コース、都市と那珂川のネットワーク散策コース、都市と水辺・歴史の接続コース、水辺と歴史を学ぶ那珂川の散策コース）する。</li> <li>● トレイルランニング大会やハイキングコースとしての活用を検討する。</li> <li>● 隣接都市との連携強化により観光資源として活用する。</li> </ul> <p>水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート（ネットワーク）の強化</li> </ul> <p>環境に配慮したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園や緑地の保全整備を図る</li> </ul> <p>市民協働で実現するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な維持管理</li> <li>・ 魅力的な公共空間の創出</li> </ul>
4-2 都市公園の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園については、整備が検討されている公園等を考慮し、1人当たり20㎡以上の確保を目標とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合運動公園の整備</li> <li>・ 長寿命化計画の策定、既存施設の更新・機能充実の検討</li> </ul>
4-3 那珂川の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 那珂川の素晴らしい河川環境を守り、取り戻す</li> <li>2. 那珂川と身近にふれあえる環境を創る</li> <li>3. 那珂川を愛する心を育てる</li> <li>4. 那珂川の治水対策の促進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づいて遊歩道を整備</li> <li>・ 水質の維持や市民への意識啓発</li> </ul>
4-4 その他の公園・緑地の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 五ヶ山ダム周辺での水辺空間の創出</li> <li>● グリーンピアなかがわの利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為に伴って設置される公園のあり方検討</li> <li>・ 市街化区域内のため池・調整池の広場や緑地としての活用検討</li> <li>・ 市南部のレクリエーション施設の活用について、「水源地域基本構想（今年度策定予定）」に基づく取り組みを追加</li> <li>・ 市外への情報発信</li> </ul>

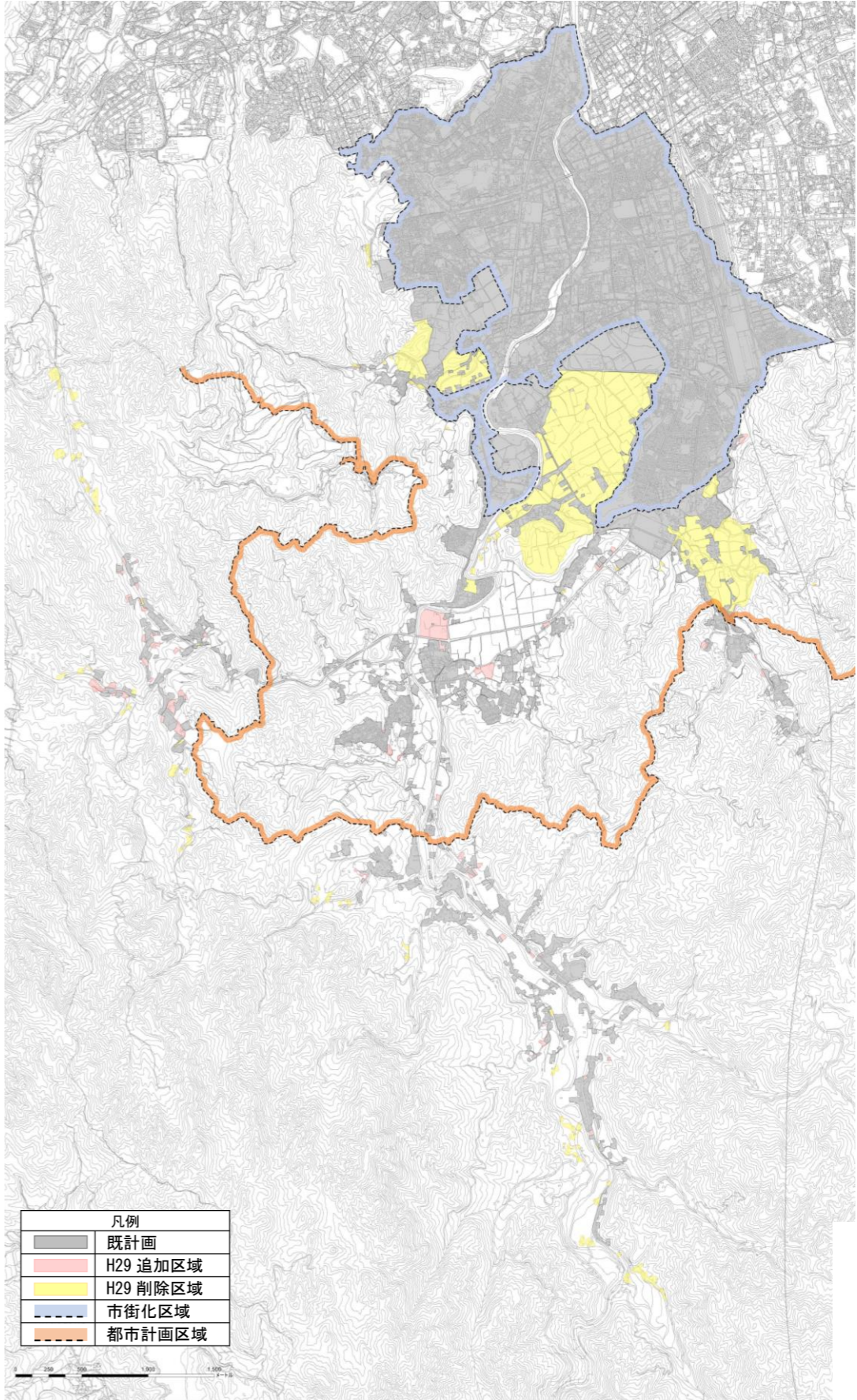
■水とみどりのネットワーク図





項目	現計画	見直しの視点
<b>第5節 上・下水道の方針</b>		
5-1 上水道の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源の水質保全と自己水源の見直し検討。</li> <li>● 水質管理の強化。</li> <li>● 給水装置及び貯水槽水道の管理指導並びに鉛給水管の解消。</li> <li>● 老朽施設、管路の更新及び新設。</li> <li>● 渇水に対応した安定水源の確保。(※五ヶ山ダム建設推進。)</li> <li>● 施設及び管路の耐震化、応急給水施設等の整備。</li> <li>● 危機管理体制の強化。</li> <li>● 水需要の促進、財源の確保。</li> <li>● 事務事業の見直しと業務委託の検討。</li> <li>● 積極的な情報提供の推進、窓口サービスの拡充。</li> <li>● 料金水準と体系の適正化。</li> <li>● リサイクルの推進及び環境負荷の低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春日那珂川水道企業団地域水道ビジョンの策定によることとして、記述を削減</li> </ul>
5-2 下水道の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域や都市計画区域外の区域をとりこんだ全体計画区域の拡大。</li> <li>● 新しい宅地開発と整合のとれた幹線及び管渠の整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画区域の見直し(H29 縮小)を反映し、今後は下水道施設の適正な維持管理と計画的な保全に取り組む。</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくりー 環境に配慮したまちづくりー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質の保全</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民協働で実現するまちづくりー</p>


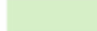



■ 下水道整備計画図 (H29 計画変更時)



項目	現計画	見直しの視点
<b>第6節 都市景観形成の方針</b>		
<b>第7節 都市防災の方針</b>	①市街地景観の背景として市の特徴となっている山並みや斜面緑地の保全 ②那珂川を軸とした変化にとんだ連続性のある景観を形成する ③市固有の文化や歴史、生活と一体となった景観を守り育てる ④個性と魅力を備えた市街地景観を形成する ⑤住民と行政が協力して取り組む景観形成の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観の規制・誘導により良好な景観形成に取り組む。</li> <li>● 景観行政団体への移行を検討する。</li> </ul> <p>水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定史跡(安徳大塚古墳、安徳台遺跡)周辺の景観保全、観光スポットとしての活用</li> <li>・ 南畑地域における里山景観の保全・形成</li> </ul> <p>環境に配慮したまちづくり</p> <p>市民協働で実現するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な街並み形成のための景観ルールづくり</li> </ul>
	①都市計画道路等の配置と整備 ②都市公園の整備 ③危険箇所の解消 ④情報通信体制の確立 ⑤隣接市との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハード・ソフト両面からの防災対策に取り組む。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の考え方(住民の生命財産の安全確保)を基本とする。</li> <li>・ 建築物の耐震化の促進</li> <li>・ ハザードマップ(R1 年度中)・地域防災計画(R2 年度中)の更新を反映</li> <li>・ ハザードマップの周知により、地域住民が危険性を十分把握できるよう努める</li> <li>・ 防災拠点として総合運動公園とアクセス道路を整備する</li> <li>・ 既存の公園の防災機能充実</li> </ul> <p>水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激甚化する豪雨災害等への対策強化</li> <li>・ 森林資源を保全することで減災に努める</li> </ul> <p>環境に配慮したまちづくり</p> <p>市民協働で実現するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助・共助の取り組み</li> </ul>

### ■景観形成の方針図



-  魅力的な街路・沿道景観の形成
-  変化ある河川の景観の形成
-  市街化区域
-  都市計画区域
-  準都市計画区域